

事 務 連 絡
令和 2 年 7 月 17 日

都道府県、救助実施市
災害救助担当主管部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者生活再建担当）

令和 2 年 7 月豪雨に係る応急仮設住宅について

今般の令和 2 年 7 月豪雨において、避難所で生活されている被災した方々が速やかに応急仮設住宅に移っていただく観点から以下の点につき御了知願いたい。

また、管内市町村に対して、下記内容に関する情報提供を併せてお願いする。

記

1. 入居対象者

応急仮設住宅は、以下の方なども入居することが可能であるので、この旨了知されたい。

- ① 住宅の被害を受け、現在、避難所にいる方はもとより、ホテル・旅館、公営住宅等を避難所として利用されている方や、親族宅等に身を寄せられている方
- ② 「半壊」（「大規模半壊」を含む。）であっても、水害により流入した土砂や流木等により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない方
- ③ 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地すべり等により避難指示を受けているなど、長期にわたり自らの住居に居住できない方

2. 応急修理期間における応急仮設住宅の使用

応急修理期間中の被災者の一時的な住まいを確保し、被災者の地元における自宅再建を後押しすることを目的として、応急修理期間中に応急仮設住宅を使用することを可能とすることとしたので、次に掲げる事項に留意し、事前に内閣府と協議の上、実施されたい。

- ① 対象者は、応急修理をする被災者のうち、応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる者であって、上記1. ①又は②に該当し、他の住まいの確保が困難な者とする。
- ② 応急仮設住宅の使用期間は災害発生の日から原則6か月とし、応急修理が完了した場合は速やかに退去すること。
- ③ 上記期限を経過した場合は、応急修理を利用することはできないものとする。
- ④ 応急修理期間中に応急仮設住宅を使用する者のために、新たに建設型応急住宅を建設することは認められない。
- ⑤ 応急修理は住まいの再建を図るため、できる限り早期に行うべきものであり、実施主体である県や委任を受けた市町村は、応急修理期間の短縮化に努めること。

3. 民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅（以下「賃貸型応急住宅」という。）の対象経費

賃貸型応急住宅を提供する場合の対象経費は、家賃の他、共益費、退去修繕負担金、礼金、仲介手数料、火災保険料（包括保険）、管理費、入居時鍵等交換費などが対象となるので、ご留意願いたい。

ただし、貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものに限る。

4. 借地料

災害救助法による応急仮設住宅は、公有地等を予定しているところであるが、土地の利便性や、速やかな用地確保の観点から民有地を活用したことに伴う土地の借料についても、個別の状況に応じて、通常の借料の範囲内で災害救助法の国庫負担の対象となるので、必要に応じ協議されたい。

5. 造成費及び土地の原状回復費

応急仮設住宅の建設用地における土地の造成費（権利調査、測量、造成設計、盛り土、切り土など）及び応急仮設住宅を解体撤去する際の用地の原状回復費については、災害救助法の国庫負担の対象となるので、必要に応じご相談願いたい。

特に、民有地の借用を予定している場合、このことを土地の所有者に説明することにより、円滑な用地確保を図っていただきたい。

6. 防火対策等

応急仮設住宅の防火対策等を強化するために、次の設備、備品を整備した場合には、これに要する経費については、災害救助法の国庫負担の対象となるため、具体的な整備に当たっては、それぞれの必要性を踏まえつつ、優先順位をつけて実施されたい。

- ① 応急仮設住宅の野外に設置されている消火器に加えて、各住戸内への消火器の設置
- ② 集会所、談話室へのAED（自動体外式除細動器）の設置（なお、設置に当たっては、必要な場合に活用できるよう、管理者等を定めるなど適切な管理を行うこと。）
- ③ 各住戸、集会所及び談話室内への非常ベルの設置